



SHINJUKU

3

2024
vol.230

企業にも街にも活気 地域をつなぐ法人会



連載

新宿から行ける
ファミリー登山⑦——陣馬山～景信山

しんぼさん かけのぶやま

小冊子プレゼント

「スキマ時間で体を動かす 職場でできる簡単ストレッチ&エクササイズ」
「知ろう! 考えよう! 食品ロスのはなし」



新宿法人会HP



公益社団法人 新宿法人会

C O N T E N T S

令和5年度 中学生の「税についての作文」入賞作 1~2

小学6年生の「税に関する標語」
 優秀作品ご紹介 3

行動する法人会
 令和6年度税制改正に関する提言 4

令和6年度 税制改正大綱
 法人会の税制改正提言 5~6

連載 新宿から行けるファミリー登山⑦
 陣馬山〜景信山 (JRとバスを使って) 7~8

税務署だより
 令和5年分確定申告
 スマホ×マイナンバーカード e-Tax が便利! 9

都税事務所からのお知らせ
 自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか?/
 4月から固定資産税における土地・家屋の
 価格などがご覧になれます (23区内) 10

消費税の期限内納付を忘れずに。 11

チラシ同封サービス 11

法人会活動
 大衆演劇「観劇会」/女性部会〈年末イベント〉
 新宿税務署副署長特別講演×交流会/租税教育活動
 第34回 角筈わいわい広場開催 11~12

新入会員紹介/小冊子プレゼント 13

**3月・4月法人会イベント/
 おすすめ本/珈琲たいむ** 14



新宿の街の風景 24
 林美美子記念館

表紙イラスト・松井伸佳 (まつい のぶよし)
 1956年生まれ・武蔵野美術短期大学卒業。
 1981年小島良平デザイン事務所を経て、フリーランス・イラ
 ストレーター。リアル表現を柱に広告・パッケージ媒体にお
 いて、手描きスタイルに拘って活動中。

\\ 令和5年度 // 中学生



右から新宿区立新宿西戸山
 中学校・賀屋寛校長、毛利
 彩美さん、(公社)新宿法人
 会・高野吉太郎会長

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共同で実施している中学
 生の「税についての作文」に、令和5年度は6校390編の作文
 が寄せられ、厳選なる選考の結果、掲載の22編が入賞されました。
 「新宿法人会会長賞」には、新宿西戸山中学校3年生 毛利
 彩美さんが受賞されました。

- 東京納税貯蓄組合連合会 会長賞**
還元 新宿区立 落合中学校 3年生 永瀬 未悠さん
- 新宿税務署長賞**
子育てしやすい環境へ 新宿区立 落合第二中学校 3年生 宇山 優衣さん
「大切なみんなの税金」 新宿区立 新宿西戸山中学校 3年生 小谷 梨紗さん
- 新宿都税事務所長賞**
東京都の魅力の向上 新宿区立 落合中学校 3年生 廣瀬 有実さん
- 新宿区長賞**
本来の目的 新宿区立 新宿中学校 3年生 小黒優莉乃さん
- 新宿納税貯蓄組合連合会 会長賞**
税金があって良かったと思うこと 新宿区立 落合第二中学校 3年生 濱島 横之介さん
- 東京税理士会新宿支部 支部長賞**
**選挙と子供の
 税に対する理解** 学校法人目白学園 目白研心中学校 3年生 小澤 茉央さん
- 一般社団法人新宿青色申告会 会長賞**
「税金は人々を助けるもの」 新宿区立 新宿西戸山中学校 3年生 斉藤 涼太さん
- 公益社団法人新宿法人会 会長賞**
**税金について
 私が知らなかったこと** 新宿区立 新宿西戸山中学校 3年生 毛利 彩美さん
- 新宿間税会 会長賞**
税金を有効に使うために 新宿区立 新宿西戸山中学校 3年生 増田 夢希さん
- 新宿酒販懇和会 会長賞**
**コロナウイルスに関する
 税金の使われ方** 新宿区立 新宿中学校 3年生 岩間 芳枝さん
- 新宿納税貯蓄組合連合会 優秀賞**
増税の必要性 新宿区立 落合第二中学校 3年生 村松 徹哉さん
- 佳作**
酒税 新宿区立 落合中学校 3年生 濱田 心颯さん
私が絵を好きになったキッカケ 新宿区立 落合中学校 3年生 藤井 和音さん
消費税についての提案 新宿区立 落合第二中学校 3年生 横山 航平さん
納税の意識改革 新宿区立 新宿西戸山中学校 3年生 岡田 光太さん
税と社会問題のつながり 新宿区立 新宿西戸山中学校 3年生 鈴木 陽さん
必要不可欠な税金 新宿区立 新宿西戸山中学校 3年生 八十川 十八さん
税ってなに?を調べて 新宿区立 西新宿中学校 3年生 大淵 広太郎さん
「税金について思うこと」 学校法人目白学園 目白研心中学校 3年生 小山 祥子さん
きっかけの夏休み 学校法人目白学園 目白研心中学校 3年生 早野 夏望さん
支え合って暮らすために 学校法人目白学園 目白研心中学校 3年生 吉田 杏梨さん



税金について私が知らなかったこと

新宿区立新宿西戸山中学校 三年生

毛利彩美



最近日本の夏は猛暑日が多く、今年も多くの人が熱中症などで病院に救急搬送されているそうです。年々最高気温の記録が更新されているような気がします。すると、救急車の出勤も夏に多くなっているのだらうと思います。

私は小学生の時に税が無くなればいいなと思っていただけ、税についての授業をした時に税がないと救急車や、警察が呼ぶのにお金がかかるということ調べ、初めて知りました。

さらに、道路を渡ったりするのに料金が発生したり、医療費や教育費が高くなるということも分かりました。今、私がかこうやって学校に行き、授業を受けさせてもらったり、教科書や学習道具をそろえさせてもらったりしているのは税のおかげということも知ることができました。

そして、公立学校の児童・生徒一人当たりにかかる、年間教育費負担額も調べてみました。すると、令和元年度で小学生が約九十二万八千円、そして、私たち中学生は約百九万千円もかかっていることが分かりました。私は児童、生徒一人にこんなにも税金を使っているとは思っていなかったのでも驚きました。これからも教科書や学校にある用具を大切にしていきたいとあらためて感じるようになりました。

いま自分たちが当たり前のように、公共の施設を利用してきているのは当たり前の幸せではないことに気づかされました。また、その幸せは「税金」のおかげだということにも…。「税金が高くなる」というニュースをよく耳にし、税金は悪いものという印象だったが、私たちの生活をささえてくれている「なくてはならない存在」なんだと学ぶことができました。報道するときには、「税金が高くなって生活が苦しくなる」という悪い面を強調するのではなく、「世の中をよくしていくためのものです。」という使い道を強調する形でなされていけばいいの、と思いました。国は、「使い道」は国民が納得するようなものにしていく責任が非常に重いと感ずいた。

最後に、今回の作文を通して、いつか自分がたれかのため役に立てるよう、今できる勉強、努力をしていきたいです。世界には色々な環境で暮らしている人たちがいて、今こうして当たり前のように勉強ができていることもまた「税金」によってささえられていることに感謝し、将来、自分自身がしっかりと納税して日本をささえる一員になれるよう、まずは第一志望校合格をめざしてがんばりたいです。

小学6年生の「税に関する標語」 優秀作品のご紹介

新宿税務署管内16小学校の6年生を対象に「税に関する標語」（主催：新宿間税会）を募集し、13校490編のご応募がありました。掲載の19編が優秀作品として選ばれ、昨年11月に新宿区役所へ展示され、その後新宿税務署長から入賞者へ表彰状が贈られました。



全国間税会総連合会 入選

大災害 あなたの税が役にたつ

戸塚第二小学校 岡松 樹さん



東京国税局間税会連合会 入選

みんなの税 暮らし豊かに 幸せに

落合第二小学校 宇田川 瑞生さん



新宿税務署長賞

税金は 暮らしを支える 力持ち

戸山小学校 馬場 梨々華さん



金賞

国民の 税で支える この世界

戸塚第一小学校 伊藤 華恵さん



銀賞

税金は 未来をつくる 貯金箱

落合第五小学校 山田 琴美さん

人のため 社会のため 税金を

戸塚第三小学校 安齋 有翔さん

積みあげる 小さな税が 暮らしの柱

西戸山小学校 大久保 真梨さん



銅賞

この先の 未来に向けての 第一歩

戸山小学校 松浦 煌成さん

税金が 明るく照らす この未来

落合第一小学校 水岡 ゆうさん

税のこと しっかり学ぼう 活かすため

落合第四小学校 長尾 優月さん

これからも 税で支える この暮らし

落合第六小学校 金子 遥さん

税金は 豊かな未来の 第一歩

淀橋第四小学校 池内 玲奈さん

しあわせを 一人一人の 税金で

戸塚第三小学校 秋月 めいさん



佳作

税金で みんなの笑顔 作ろうよ

戸塚第一小学校 真坂 修司さん

税金は みんなのための 思いやり

戸塚第二小学校 内田 瑠璃子さん

税金で 守られている この暮らし

落合第二小学校 斉藤 健太さん

税金は 姿を変えて 町中に

淀橋第四小学校 加藤 義隆さん

税金で 皆の笑顔 未来に繋ぐ

天神小学校 山田 豪さん

この道路 みんなの税で つくられる

西戸山小学校 中西 祐翔さん

行動する法人会

全法連では、令和6年度
税制改正に向け、政府・
政党に対して提言活動
を行いました。

令和6年度税制改正に関する提言

自由民主党

予算・税制等に関する政策懇談会 ▶ 11月1日

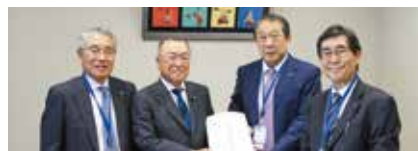
財政・金融・
証券関係団体委員長
宗清 皇一氏 他



自由民主党

▶ 10月10日

税制調査会長
宮沢 洋一氏



左から野坂肇副会長、宮沢税制調査会長、
飯野税制委員長、田中専務理事

公明党

税制改正要望等に関するヒアリング ▶ 11月7日

財政・金融部会長
若松 謙維氏 他



財務省

▶ 10月27日

財務副大臣
矢倉 克夫氏



左から丸山税制副委員長、矢倉財務副大臣、
飯野税制委員長、田中専務理事

立憲民主党

税制調査会ヒアリング ▶ 11月9日

税制調査会長
小川 淳也氏 他



国税庁

表敬訪問 ▶ 11月30日

長官
住澤 整氏
次長
星屋 和彦氏
課税部長
田原 芳幸氏



右手前から田原課税部長、住澤国税庁長官、星屋次長
左手前から飯野税制委員長、小林会長、田中専務理事

国民民主党

税制調査会ヒアリング ▶ 11月6日

税制調査会長
大塚 耕平氏 他



中小企業庁

▶ 10月30日

長官
須藤 治氏
事業環境部長
山本 和徳氏



左から田中専務理事、飯野税制委員長、須藤中小企業庁長官、
丸山税制副委員長、山本事業環境部長

日本維新の会

▶ 11月13日

財務金融部会長
伊東 信久氏 他



総務省

▶ 10月6日

自治税務局長
池田 達雄氏



左から丸山税制副委員長、池田自治税務局長、
飯野税制委員長、田中専務理事

令和6年度

税制改正大綱

法人会の税制改正提言

法人には朗報!

交際費から除外される飲食費等の金額が
5,000円から10,000円に倍増

政府は、令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた交際費課税の特例の延長や、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が引き上げられました。また、賃上げ税制を強化し、あわせて1人4万円の定額減税を実施することで、法人と個人の税制両面から、物価上昇に対する国民負担の緩和を目指す改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

1 交際費等の損金不算入制度の延長と改正

交際費の損金不算入制度の適用制限については、令和9年3月までに開始する事業年度まで延長され、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が、1人当たり10,000円（現行は5,000円）以下の飲食費等に引き上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用になります。中小企業特例が利用できない会社では、社内規程の見直し、従業員への周知徹底など有効に利用していくべきです。中小法人については、従来通り年間800万円まで損金算入が可能です。

2 賃上げ税制

構造的な賃上げを実現するための施策として、給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度について適用期限が3年間延長されます。①原則的なルール、②従業員数2,000人以下の法人向けルール、③中小企業向けルールの3階建ての構造になっています。

①原則的なルール

税額控除率を継続雇用者給与総額の増加率に応じて、控除率を変動させうえて、教育訓練費の増加率や女性活躍・子育て支援の実施により税額控除率が上乘せされます。

継続雇用者給与総額	控除率	教育訓練費10%超	女性活躍・子育て支援
3%以上	10%	上乘せ5%	上乘せ5%
4%以上	15%		
5%以上	20%		
7%以上	25%		

※女性活躍支援はプラチナを超えるばい、子育て支援はプラチナくるみんが要件

②従業員数2,000人以下の法人向けルール

青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下の場合は、継続雇用者給与総額の増加率に応じて次のような控除率となります。ただし、その法人と支配関係がある法人を合わせて常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は、原則的なルールの適用になります。

継続雇用者給与総額	控除率	教育訓練費10%超	女性活躍・子育て支援
3%以上	10%	上乘せ5%	上乘せ5%
4%以上	15%		

※女性活躍支援はえるばい3段階目以上、子育て支援はプラチナくるみんが要件

③中小企業向けルール

資本金1億円以下の中小企業向けの措置については、次の通りで控除限度額は5年間繰越が可能となります。

雇用者給与総額	控除率	教育訓練費10%超	女性活躍・子育て支援
1.5%以上	15%	上乘せ5%	上乘せ5%
2.5%以上	30%		

※女性活躍支援はえるばい2段階目以上、子育て支援はくるみん認定が要件

上記のグループごとに要件が順次緩和されていますが、②を適用可能な企業が、①を適用した方が有利な場合、①の適用が可能です。令和6年4月1日以後開始する各事業年度に適用されます。

3 戦略分野国内生産促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月末までに、認定事業適応事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業の用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

4 イノベーションボックス税制の創設

日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。イノベーションボックス課税は特許権譲渡等の取引による所得、つまり出口に対して税負担を軽減する制度です。

青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の貸付を行った場合は、①特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は②当期所得金額のいずれか少ない金額の30%を損金算入可能です。

5 法人が有する市場暗号資産の期末における評価

法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、①原価法か②時価法のうち、法人の選定した評価方法によります。

6 外形標準課税

外形標準課税の対象法人について、資本金又は出資金1億円超とする基準は維持されます。ただし、当分の間、その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人だった場合は、その事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とされます。なお、施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人で、その施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。施行日は、令和7年4月1日です。

7 倒産防止共済の損金算入の制限

独立行政法人中小企業基盤機構が行う中小企業倒産防止共済について、共済契約の解除があった後、共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛け金については損金算入できません。令和6年10月以後の共済契約の解除について適用されます。

相続税・贈与税関係

1 事業承継税制の改正

事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は、従来通りです。

2 住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年12月まで3年間延長されます。上乘せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

改正前	改正後
・断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上	・断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また、非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

所得税関係

1 定額減税

令和6年度分の所得税について3万円、令和6年度分の住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合には適用されません。なお、定額減税は、同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者と子供が2人の場合は、4人分として16万円の減税額になります。最短で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

2 適格ストックオプション税制の改正

- 適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理等に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等をしなければならないとの要件が不要とされます。
- 年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。
 - 設立以後5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円に引き上げられます。
 - 設立後5年以上20年未満の上場会社の株式で、上場後5年未満である株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から3,600万円に引き上げられます。
- 中小企業等経営強化施行規則の改正を前提として、適用対象となる特定従事者に係る要件が緩和されます。
- 権利者が予約券に係る付与決議の日においてその新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主等に該当しなかったことを誓約する書面等について、電磁的記録で提供できることとなります。

3 エンジェル税制の改正

エンジェル税制が利用できる投資について、一定の要件を満たすストックオプションによる投資及び中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることとなります。

4 住宅ローン減税の改正

認定住宅等を取得して令和6年中に居住の用に供した場合の住宅ローン減税について、次の要件に該当する者を子育て特例対象個人として借入限度額が上乗せされます。

- 40歳未満であって配偶者を有する者
- 40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養家族を有する者

	子育て特例対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

また、40平米以上の床面積要件の緩和措置は、令和6年中に建築確認を受けた家屋について適用期間が1年間延長されます。

5 既存住宅のリフォームに係る税額控除

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除は、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和6年4月から12月までの間に居住の用に供した場合を適用対象となります。子育て対応改修工事とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て

対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額（250万円を限度）の10%に相当する金額が控除額となります。

なお、従来の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除については、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げて、その適用期限を2年間延長します。

資産税関係

■ 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

消費税関係

1 プラットフォーム課税の導入

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一般向け電気通信利用役務の提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を受取るものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用されます。

2 国外事業者に対する事業者免税点制度の見直し

- 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。
- 新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。
- 特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられます。基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

3 国外事業者に対する簡易課税制度等の見直し

課税期間の初日においてPEを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととなります。また、適格請求書発行事業者となる際の2割特例についても利用できないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

4 高額特定資産の見直し

高額資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分から適用されます。

5 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ

1件の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合は、その超えた部分の課税仕入れについて80%の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

6 登録申請書の提出期限の変更

インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記載について、運用上記載がなくても改めて求めないものとされます。

☆記事内容についてのお問合せは…

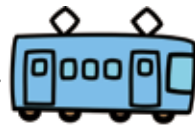
TIS 税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL : 03-5363-5958 FAX : 03-5363-5449

H P : <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会



ファミリー登山 7

奥高尾の尾根歩きが
楽しくてクセになる

中級コース

陣馬山～景信山 (JRとバスを使って)

今回は「奥高尾」と呼ばれる高尾山の北側に連なるルートの一部を紹介。山頂を結ぶ尾根道は、アップダウンが少なく、森林浴をしながら快適に歩くことができます。奥高尾エリアの魅力をたっぷり堪能しましょう。

距離 約9.3km(約4時間) 難易度 ★★★★★

アクセスとルート

新宿からJR中央線で高尾駅へ。高尾駅北口バス停から西東京バスの「陣馬高原下」行に乗り、終点で下車。帰りは京王バスの「小仏」バス停から「高尾駅北口」行きに乗り、JR高尾駅へ。



連載

ファミリー登山



コースの魅力

陣馬山から景信山を歩くルートは、環境省が定めた「関東ふれあいの道」の一部として整備されています。「鳥のみち」ともいわれ、オオルリやキビタキなど、50種類の野鳥が棲息。事前に鳥の種類や鳴き声を調べておくと、より楽しく歩けます。

陣馬山山頂のシンボルは、大きな白い馬の像。富士山に向かっていなくように立っています。戦国時代には甲斐の武田軍が陣を張っ

たといわれ、「陣場山」と表記されることも。360°の絶景も見どころで、丹沢から南アルプス、日光連山までもが見渡せます。

ここから景信山までは、比較的アップダウンの少ない尾根歩きが魅力。春には山桜やすみれ、秋には紅葉が目を楽しませてくれます。景信山の山頂には2軒の茶屋(土日祝営業)があり、休日にはなめこ汁やみそおでんを食べながらのんびり過ごす人々にぎわいます。人気漫画『鬼滅の刃』に登場する柱の一人、時透無一郎の出身地と

され、聖地巡礼で訪れるファンも。

今回はここから下山するプランですが、「鳥のみち」はさらに高尾山にまで続いています。次回はぜひ、全ルート制覇を目指してみたいかがでしょう。



景信山の山頂標識の近くには、鬼殺隊の霞柱、時透無一郎のポスターや資料が貼られた看板が立つ





コースガイド

尾根道は、心地よいテンポで歩を進め
縦走の楽しさを味わおう



陣馬山山頂までは、木の根が登山道を埋め尽くす場所を何度か通る。足をひっかけないように

陣馬高原下バス停①をスタートしたら、バス停を背にして右手へ。陣馬山方面を示す案内板に従いしばらく舗装された車道を歩いていくと、左手に周辺地図と「陣馬山新ハイキングコース入口」②の案内板が現われる。その矢印の示す左の奥に伸びる細い登山道へ分け入ろう。ここから陣馬山山頂までは、登りが続くこのルート最大の

難所。焦らずゆっくり、森林浴を楽しみながら進もう。木の根が張り出した場所も多いので、足元に要注意だ。分岐から1時間ほどで急に視界が開け、陣馬山山頂③に到着する。山頂でしばらく休憩をしたら、「明王峠・景信山」の方面へ。しばらくは、アップダウンの少ない気持ちのよい尾根道が続く、バードウォッチングや季節の花を楽しめる。途中何度か、道が2つに分かれ、片方に「巻き道」の案内板があるが、どちらを通っても同じ道に出る。体力温存のためには、アップダウンの少ない巻き道がおすすだ。



運が良いと見られる陣馬山からの富士山の絶景。縦走路には他にも富士見ポイントが

明王峠④には、手作りの木の椅子やトイレがある。疲れを感じたらしばらく休んでいこう。さらに尾根道を進み、何度か坂道を越え、陣馬山から2時間ほどで景信山⑤に到着だ。あとは下るのみ。ただし、滑りやすい箇所があるので、転倒に注意しながら慎重に下山しよう。

立ち寄りポイント

景信山山頂の茶店「三角点かげ信小屋」では、名物の野草のてんぷらやなめこ汁のほか、モンベル製の「景信山Tシャツ」や『鬼滅の刃』グッズも販売。営業は土日祝日のみ。9時～15時（天候により変更あり）。



防災に役立つ登山グッズ

登山用だけじゃもったいない！防災用にも常備しよう

エマージェンシーシート



「エマージェンシーブランケット」
サバイバルグッズのトップメーカー SOLの非常用シート（1人用）。
サイズは約142×213cm（収納時は約9×13.5×2cm）。重さ約82g。

体の放射熱を利用して体温をキープ

サバイバルシートやレスキューシートとも呼ばれ、登山用や防災用に、1人1枚用意しておきたいグッズです。アルミ加工されたシートで、自分の体から放出される熱を反射して体温をキープ。低体温症を防いでくれます。ほかにも、ポンチョタイプや寝袋タイプがあり、寝袋タイプはシュラフカバーとして、テント泊などでも使用されています。

この商品は、ポリエチレン素材のシートにアルミを表面加工。体熱の90%を反射してくれます。外側のオレンジ色は、山で遭難したときに発見されやすいよう工夫。使用時にはガサガサ音がなく静かに使え、避難所などで周囲に迷惑をかけない配慮もされています。

石井スポーツ ヨドバシ新宿西口店 ● 駿東 元気さん
以前は登山、現在はキャンプと釣りが趣味。アウトドアグッズ全般に詳しい。



次回予告 筑波山（JRとバスを使って）



構成・執筆：小宮千寿子 こみやちずこ

体と心の健康をテーマに本の編集と執筆活動を行う。月2～3回登ると筋肉痛になりにくくなることを実感。

令和5年分

確定申告

スマホ×マイナンバーカード e-Taxが便利!

税務署
への持参
不要

添付書類
不要

※一部の書類を除く

印刷
郵送代
不要

確定申告期間の
利用可能時間

24時間
いつでも

※メンテナンス時間を除く



還付金
早期
還付

いつでも 申告データの確認・印刷が可能

申告納税

所得税および
復興特別所得税・
贈与税 令和6年3月15日(金)まで

消費税および
地方消費税
(個人事業者) 令和6年4月1日(月)まで

事業税・住民税の申告期限：令和6年3月15日(金)まで

確定申告に関する質問は
AIチャットボットの
『ふたば』にご相談ください。

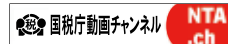


税務職員ふたば

詳しくは国税庁ホームページを
ご覧ください。

確定申告 検索

申告書の作成手順は
YouTube「国税庁動画チャンネル」を
ご参照ください。



税務署・都道府県・市区町村

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

確定申告会場への入場には整理券が必要です。(申告書等の提出のみの場合は不要です)

自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に登録されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続が必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続をお済ませください。

◆自動車を譲渡したとき：

令和6年3月末日までに「移転登録」をお済ませください。

移転登録の手続がお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

◆廃車等で自動車を使わなくなったとき：

令和6年3月末日までに「抹消登録」をお済ませください。

抹消登録の手続がお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続に関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>



国土交通省ウェブサイト

お問合せ先 東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時～午後5時（土日・休日、年末年始12/29-1/3を除く。）

4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます（23区内）

縦覧期間	令和6年4月1日（月）から7月1日（月）まで（土・日・休日を除く。）
縦覧時間	午前8時30分から午後5時まで
縦覧場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和6年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など（縦覧帳簿）
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券（パスポート）等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

（注）納税通知書は6月3日（月）に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



主税局HP
（縦覧について）



主税局HP
（本人確認方法について）

※縦覧制度の詳細は、**主税局ホームページ**をご覧ください。



東京都新宿都税事務所（相談広報担当）
新宿区西新宿7-5-8（03-3369-7151）



観劇会

大衆演劇「観劇会」



開催日時：令和5年11月10日(金)、12月15日(金)
18:00～21:00
会場：歌舞伎町劇場 (ハナミチ東京歌舞伎町 B1F)
参加人数：両日とも100名
演題：11月 宝海劇団による芝居「白磯情話」と舞踊・お面ショー
12月 劇団花吹雪による芝居と舞踊

従来は、税を考える週間ということで特別講師をお招きして講演会を行っていましたが、今回は趣向を変え観劇会といたしました。両日とも満席で大変好評でした。

活動報告

消費税の期限内納付を忘れずに。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。



消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

確定申告書作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例があります。

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



大好評 **会員限定**
3,000社へ
ダイレクトにPR!

チラシ同封サービス

法人顧客の獲得に効果的なツール!

法人向けPRに対する費用対効果が抜群!

特色

1

奇数月に送付している広報誌に貴社のチラシを同封します。経営者が手に取りますので、高いPR効果が期待

特色

2

ご用意いただいたチラシを一括納品で、面倒な宛名ラベル貼りや封入作業の手間は一切かからず、約3,000社に自社PR

特色

3

A4チラシDM 郵便の場合、@84×3,000社(252,000円)のところ、当サービスをご利用いただくと12,000円(3,000社)とお得!

封入料金(税込)

1回 **12,000円** / 追加1枚 **3,600円**

新入会員料金

※入会した日から2年間

1回 **10,000円** / 追加1枚 **3,000円**



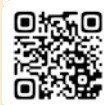
封入条件

(公社)新宿法人会の会員で、当会ホームページに掲載の「同封チラシに関する一般ガイドライン」に同意された方

※ガイドラインの詳細については右記QRコードよりご確認ください。

封入枚数

1回あたり1社2枚まで(A4サイズ以下) ただし、見開きA3サイズはA4サイズ2枚とみなします



●お申込みから
チラシ納入までの流れ

事務局にチラシ見本送付

ガイドラインに従って
審査及び結果連絡

封入希望月の前月20日頃までに、
指定先へチラシ(3,000部)を納入

●発送時期 奇数月の1日～7日頃に広報誌 SHINJUKU とともにポストイングによる配送

お申込み・お問合せ

(公社)新宿法人会事務局 ☎ 03-3371-3821 ✉ info@shinjuku-hojinkai.or.jp

年末イベント 新宿税務署副署長特別講演×交流会

開催日時：令和5年12月1日(金) 16:00～19:00
 会場：京王プラザホテル 本館 44F アンサンブル
 参加人数：33名



▲講師の森下副署長

今年度の副署長特別講演会は、新宿税務署副署長・森下善貢氏をお招きして「査察調査の現状～令和4年度の概要など～」と題して、ご講演いただきました。

森下副署長は主に査察部に勤務され、いわゆるマルサの現場でご活躍されてきました。専門の査察調査や査察制度について詳しく説明していただき、「脱税は許さない!」という強い信念の基、地道な努力を積み重ね、忍耐強く長期間の調査を遂行されているお話に感動しました。

また、令和4年度の査察事案はコロナ前の水準に戻り、特に消費税不正還付・無申告事案などについての現状を教えてくださいました。



▲講演風景

講演後、質疑応答が行われ参加者から「小さな頃からの税に対する教育が重要であると感じました」との感想がありました。女性部会で行っている小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」や「税金クイズ」が税の啓発に一役買っていることを願わずにはられません。森下副署長のお話は、とてもわかりやすく説得力のある話し方が印象的でした。

続いて京王プラザホテル高層階からの素晴らしい景色や美しく装飾されたクリスマスツリーを眺めながら、また交流会担当役員の仮装に笑いながら年末交流会は行われました。特に身長135cmのクマのぬいぐるみやマリオゲームなどの豪華賞品が当たるビンゴゲームは大いに盛り上がりま

した。

コロナによる制限のない交流会は和やかに時には賑やかに進み、あっという間に過ぎてしまいました。今回の女性部会のイベントも笑顔溢れる会になりました。

(文：女性部会 幹事 太田 朱美)



交流会担当役員の皆さん▶



▲豪華景品?のクマのぬいぐるみ♪

新部会員&初参加者による自己紹介



▲村松部会長による開会あいさつ



▲稲葉副会長による開会あいさつ

租税教育活動

第34回 角筈わいわい広場開催

開催日時：令和5年12月3日(日) 10:30～15:00
 会場：角筈地域センター8階
 来場者：400名以上

新宿中央公園近くの角筈地域センターにて「角筈わいわい広場」が開催されました。

当会も小・中学生の子どもたちを対象に税金クイズのブースを開設し、参加しました。

当日は天候にも恵まれ、(株)ロッテ様から提供された豪華景品を目指して、たくさんの子供たちがクイズに挑戦していました。

当日の様子▶



◀おおにぎわい!

新会員ご紹介

令和5年12月1日～令和6年1月31日

法人名	住所	事業内容	所属支部
フラワー Wiz 合同会社	新宿3-19-7	花教室、出張講師、小売販売業	東部・歌舞伎町支部
合同会社 ナカヤ	西新宿3-3-13	映像制作業	西新宿第2支部
日本テクノ 株式会社	西新宿4-15-7	開発コンサルタント	西新宿第2支部
株式会社 AsuNous	西新宿5-8-2	IT	西新宿第3支部
株式会社 IAC	西新宿6-9-1	ミネラルウォーター製造販売	西新宿第3支部
Add One 株式会社	西新宿7-5-25	マリンスポーツ	西新宿第4支部
青柳不動産 株式会社	西新宿8-5-17	不動産仲介・売買	西新宿第5支部
合同会社 太田プロモーション	北新宿1-35-4	娯楽業	北新宿支部
株式会社 ラヴィーニュ	西早稲田2-20-3		西早稲田支部
新日本住宅建材 株式会社	高田馬場1-29-7	建築業・飲食業	高田馬場東支部
株式会社 イエステーション本部	高田馬場1-30-5	不動産コンサル業	高田馬場東支部
成相明子税理士事務所	千代田区神田錦町1-5		地区外
株式会社 F-STYLE	港区新橋3-3-14	金融業	地区外
アフラックデジタルサービス 株式会社	港区南青山3-1-31	デジタル技術を活用した事業	地区外
株式会社 グリーンレーベル	台東区小島1-4-16	製造業	地区外
株式会社 セントラルファミリー	世田谷区太子堂2-19-3	保険代理店	地区外
株式会社 Ever Since	厚木市田村町7-3	生命保険代理店	地区外



運動はいつでもどこでも 簡単にできます！

平成19年の国民健康・栄養調査の結果から、運動不足による死亡者数は年間52,200人で死因に関連する危険因子としては、喫煙、高血圧に次いで3番目であったと報告されています。1日10分の運動をプラスするだけでも健康効果が期待できると示されています。体力の向上や健康の維持・増進を目指しましょう！

- 座ってできる簡単ストレッチ
- スキマ・ストレッチで座りっぱなしを解消！
- 姿勢をよくするストレッチ
- いつでもどこでも+10
- セルフマッサージで気分をリフレッシュ
- ウォーキング・サーキット

ほか

法人会から 小冊子 プレゼント

ご希望の方は法人会事務局まで、下記QRコード、メール、FAX または電話（平日午前9時～午後5時）にてお申込ください。

- (1) 申込者名（法人の場合は、会社名とご担当者名）
 - (2) 連絡先 TEL・FAX
 - (3) 小冊子郵送先住所
 - (4) 希望の小冊子名及び必要部数
※1タイトルにつき2冊まで
- 以上をお知らせください。本の引き渡しはメール便にて対応させていただきます。

先着100名様



その他の小冊子もプレゼントしております。詳しくは新宿法人会ホームページをご覧ください

新宿法人会

検索

FAX 03 (3371) 3834
TEL 03 (3371) 3821
info@shinjuku-hojinkai.or.jp



食べ物は、命です。命を大切に！

食べ物をつくりすぎて毎日捨てていたら地球は汚れます。捨てた食べ物を燃やしたら二酸化炭素が出ます。捨てた食べ物を埋めたらメタンガスが出ます。地球温暖化が進みます。どうすればいいのでしょうか。適量の食べ物をつかって食べつくすことです。でもいまは、あまりにも過剰な量をつくり、燃やしたり埋めたりしているのです。

- 「食品ロス」ってなに？
- 食品ロスはどのように生まれるの？
- 家庭からの食品ロスはどのくらい？
- 給食を残すことも食品ロスになるの？
- 食品ロスによってどのような問題が起きるの？

ほか

今後の法人会イベント

3月

時間	名称：内容	会場	オンライン配信
12日(火) 13:15～16:35	決算法人説明会 講師：寺田 佳正 税理士、新宿税務署担当官	法人会館3階	○
13日(水) 15:30～18:00	東部ブロック研修会 〈第1部〉インボイス制度について 講師：新宿税務署担当官 〈第2部〉特別講演会「漫画家と漫画業界の現在地」 ～歌舞伎町で生まれた歌舞伎町的作家、賀来ゆうじ～ 講師：漫画家 賀来 ゆうじ 氏 〈第3部〉異業種交流会	〃	—
19日(火) 16:30～19:30	中部2ブロック研修会 〈第1部〉電子帳簿保存法について 講師：新宿税務署担当官 〈第2部〉特別講演会「こわい?! おもしろい?! 地獄絵の見方」 講師：旭商事株式会社 代表取締役 石黒 久美子 氏 〈第3部〉異業種交流会	〃	—
21日(木) 14:00～16:30	新友会税務研修会 (資本金1億円以上の法人対象) 講師：東京国税局担当官	BIZ 新宿	—
26日(火) 13:30～16:00	新設法人説明会 講師：新宿税務署担当官	法人会館3階	—

4月

時間	名称：内容	会場	オンライン配信
17日(水) 13:30～16:00	やさしい消費税講座 講師：東京税理士会新宿支部税理士	法人会館3階	○
18日(木) 13:15～16:35	決算法人説明会 講師：東京税理士会新宿支部税理士、新宿税務署担当官	〃	○
22日(月) 13:30～16:00	新設法人説明会 講師：新宿税務署担当官	〃	—
23日(火) 13:30～16:30	やさしい源泉所得税講座 講師：新宿税務署担当官	〃	○

BOOK REVIEW

紀伊國屋書店
ブックソムリエが選ぶ **おすすめ本**



万事快調

出版社：文藝春秋
著者：波木銅

とある出来事をきっかけに、高校の屋上で大麻を育てる(!?) こととなった3人の女子高生たち。育てた大麻を売りさばくビジネスは軌道にのり順調に思えたが、危機は着実に迫っていて……。と書くとは何か不穏な空気が満載ですが、文章がとにかくファニーで軽快なテンポの為、滅茶苦茶読みやすいです。女子高生たちが最初は全然仲が良くないっていうのも好きなポイント。他にも自分だけは違うという謎の自己肯定感、学生というある意味“閉じた”社会に感じる閉塞感は、確かにあの頃感じたもので。その空気感を文章にするのが上手だなと思いました。登場人物たちは基本的に倫理観が仕事をしておらず、「そんな展開ある？」という場面が多々出てきます。笑ってはいけなはずなのに、笑ってしまう。「青春」の二文字では括れない、疾走感溢れる物語をぜひ体感してください。

紀伊國屋書店 <https://www.kinokuniya.co.jp/>

珈琲たいむ



キャンプ好き芸人ヒロシさんがyoutubeにキャンプ動画をアップし始めたときとほぼ同時期に私もキャンプを再開しました。(実際に私がキャンプを始めたのは30年ほど前でその頃はデイキャンプのみでしたが)

キャンプを再開した頃はどこのキャンプ場に行ってもまだそれほど人も多くなく、ゆっくりとした時間を過ごしていました。

しかし、キャンプが流行りだしたコロナ全盛期になるとどこのキャンプ場も予約を取ることすら大変で予約が取れてキャンプ場に行っても人でいっぱい。まるで野戦病院のようだとよく言われていました。

そして流行りでキャンプをし始めた人の中にはマナーを守らず大騒ぎする人や危険行為をする人もいましたし、キャンプ用品も売り切れ続出でネットでは何倍もの金額で売り買いされていました。

そんなこんなありましたが最近ではグランピングに押され、キャンプも少し落ち着きを見せて来ました。

ここ最近のキャンプ業界は、流行前に比べて施設も整い、色々なグッズが開発され、キャンプ場自体も増えてだいぶ快適になりましたし、高値で売っていたキャンプ用品も定価で買えるようになりました。

もう少しすると「キャンプやってるの？流行遅れだね」なんて言われるんですかね？

流行り廃りにはデメリットもありますがメリットもありますね。
(単独野営協会員)

イベント予定

SHINJUKU 2024 **3**
第230号

2024年3月1日発行

(発行所) 公益社団法人 **新宿法人会**

東京都新宿区北新宿1-19-19

TEL 03-3371-3821(代)

FAX 03-3371-3834

<https://shinjuku-hojinkai.or.jp>

(発行人) 会長 高野 吉太郎

(編集) 広瀬委員長 原瀬 博利

(デザイン・印刷)

有限会社 J-ART

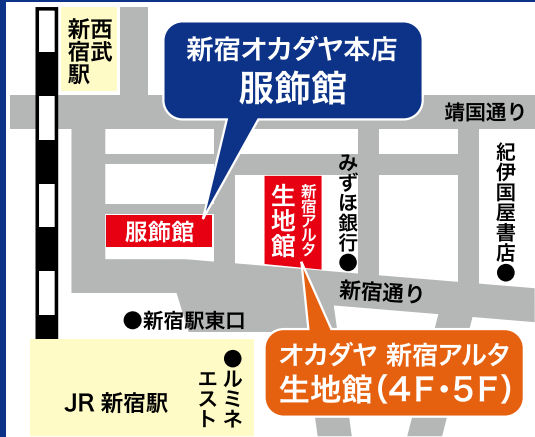


手作りの素 あれ、これ、それが500,000点。

生地・手芸材料専門店

okadaya

SHINJUKU



新宿オカダヤ本店 新宿区新宿3-23-17 tel. 03-3352-5411 (大代表)

新宿法人会会員の皆様へ

即日診断

日・祝受診可

人間ドック・脳ドックのご案内

- 1 内視鏡検査室を増設
- 2 MRI・CTの最新機種を導入
- 3 スマートなメディカル・ナビゲーションを導入

検査コース	特別料金	一般料金
一日コース	42,000円	50,000円
一泊コース	72,000円	77,000円
脳ドック	47,000円	50,000円
成人病健診*	26,000円	28,000円
法定健診	12,000円	13,000円
入社健診	12,000円	13,000円



各種オプション検査をより一層充実します。併せてご利用くださいませ。



*2024年度より成人病健診は便潜血反応検査・HbA1c検査・クレアチニン検査・e-GFR検査・尿酸検査が追加になります。

お申し込み・お問い合わせ

●全国健康保険協会けんぽ・日本病院会・日本総合健診医学会・健康保険組合連合会 各指定
〒163-0203 東京都新宿区西新宿2-6-1
新宿住友ビル3階(都庁隣り)

医療法人社団・成山会

楠樹記念クリニック
NANJUKINEN CLINIC

Tel:03-3344-6666 Fax:03-3348-0126

<https://www.nanju.or.jp>



申告時に提出する「法人事業概況説明書」に『新宿法人会 会員』と記入しよう♪



新宿法人会はe-Taxを推進しています